

## 「仙台大学紀要」投稿規程

### (投稿資格)

第1条 仙台大学紀要に投稿することができるのは、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 仙台大学専任教職員。
- (2) 紀要編集委員会の認めた者。

### (原稿の種類)

第2条 原稿の種類は、次の各号に掲げるものとする。

#### (1) 論 説

その長短にかかわらず、オリジナルな研究成果をまとめたもの。

#### (2) 研究ノート

研究の中間報告・予報を行い、批評を得ようとするもの。または新しく事実・方法等を報告するもの。若しくは、その分野に関する研究成果を総合的にまとめたもの。

#### (3) 書 評

内外の関係図書について批評を行うもの。(出版刊行物の単なる紹介は含まない)

### (投稿編数)

第3条 投稿編数は、単独投稿又は共同研究第1執筆者、いずれか1編とする。

- 2 前項のほか、共同研究連名者(第1執筆者以外の者をいう。以下同じ)の場合は、更に1編までとする。
- 3 共同研究連名者のみの場合は、2編までとする。

### (執筆要領)

第4条 執筆要領は別に定める。

### (校 正)

第5条 原則として著者校正とするが、再校以後は編集委員会において行うことがある。

### (別 刷)

第6条 必要部数を原稿本文1頁上欄に朱書するものとする。別刷代は30部までは無料とし、それを越える部数については著者負担とする。

### (投稿期限及び原稿提出先)

第7条 投稿期限は、毎年10月31日とする。

- 2 原稿提出先は図書館事務室とする。

### (改 廃)

第8条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

### 附 則

この規程は、昭和53年6月27日から施行する。

### 附 則

この規程は、昭和57年10月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成元年7月4日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。